

自転車の交通ルールを守りましょう

交通違反の取り締りが強化されました

令和8年4月1日施行の改正道路交通法により、自転車の交通違反をした16歳以上の人に対して、一般的な違反には反則金の納付を求める『交通反則切符(青切符)』が適用されています。

この制度が導入された背景には、後を絶たない自転車事故の現状と一部の自転車利用者による交通ルールの違反があります。

これまでは、重大な違反や事故を起こしたときは『赤切符』などを用いた刑事手続きで処理されていましたが、今後は違反の内容に応じて『指導警告』『青切符』『赤切符』などによる処理が行われるため、今回はあらためて違反行為について掲載します。

●問い合わせ／厚岸警察署 ☎52-0110、自治振興係

自転車 自転車の指導取り締り

自転車の交通違反を認めた場合、基本的には現場で警察官が『指導警告』を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような歩行者や他の車両にとって、危険性や迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは『検挙』の対象になります。

『青切符』の導入後に、検挙後の手続きは変わりましたが、交通違反の指導取締りについての基本的な考え方は変わりません。

交通違反の認知

step① 指導警告

- スピードを出して歩道を通行
- 16歳未満の人による違反



※ 上記は『指導警告』の対象となる一部の違反例を抜粋しています

詳しくは、QRコードから警察庁webサイトをご確認ください。



step② ! 検挙

青切符

- 遮断踏切への立ち入り
- 携帯電話などの使用保持
- イヤホンなどの使用



赤切符などの刑事手続き

- 酒酔い運転・酒気帯び運転
- 違反により実際に交通事故が発生させたとき



※ 上記は『検挙』の対象となる一部の違反例を抜粋しています